

足立区議会議会制度のあり方検討会
議会活動と育児等の両立に関する部会（第6回）会議次第

(平成30年6月12日開会)

1 開 会

2 本日の検討課題について

(1) 第二次報告案について

(2) ハラスメントの周知・相談体制に関すること

- ・出産議員がマタハラ、モラハラを受けないために研修を行うことについて
- ・ハラスメント相談窓口の開設について
- ・周囲からの理解不足の課題について

(3) その他

- ・保育所等入所にあたっての指標のあり方について

3 次回部会の招集日について

4 その 他 *議席*

5 閉 会

7/3(火) 13:30～ 次回

【当部会の検討課題】

1 本会議・委員会等の運営に関すること

- ・出産、育児を理由に欠席した場合の表決権について
- ・出産、育児を理由に欠席した場合の本会議、委員会等の文書質問について
- ・会議時間（開会・閉会時間）の見直しについて
- ・着席での質問について

2 施設等の設置・改善に関すること

- ・本会議、委員会等へ出席する際の授乳もしくは搾乳の時間と場所の確保について
- ・本会議、委員会等へ出席する際の保育について
- ・議員、傍聴者を含めた託児室の設置について
- ・視察時の子どもの同伴及び同行者の宿泊等について

3 ハラスメントの周知・相談体制に関すること

- ・出産議員がマタハラ、モラハラを受けないために研修を行うことについて
(最低4年に1回)
- ・ハラスメント相談窓口の開設について
- ・周囲からの理解不足の課題について

4 その 他

- ・保育所等入所にあたっての指標のあり方について

無会派は議長、会派は団長。

窓口は一つにまとまつては?

足立区議会議会制度のあり方検討会
議会活動と育児等の両立に関する部会 報告書（第一次）（案）

平成30年5月25日

足立区議会議会制度のあり方検討会会长様

足立区議会議会制度のあり方検討会
議会活動と育児等の両立に関する部会
部会長 藤沼壯次

平成30年2月28日付の貴職からの付託事項について、本部会において審議した結果、下記のとおり第一次分として報告する。

記

1 施設等の設置・改善に関することについて

(1) 議員、傍聴者を含めた託児室の設置について

議員厚生室を活用することとし、本会議はケーブルテレビによる視聴、委員会は音声聴取により、会議の様子が把握できるようにすること。

なお、委員会の音声聴取の手法については、有線ケーブルによる方法や市販のワイヤレススピーカー等、技術面及び費用を検討していくこと。

(2) 本会議、委員会等へ出席する際の保育等について

本会議及び委員会へ出席する際の子どもの保育については議員厚生室を活用し、授乳や搾乳を行えるようにすること。また、全員協議会等、費用弁償が発生する会議についても同様とすること。

議員研修会や議員連盟等、費用弁償が発生しない会議については、子どもを同伴しての出席を可能とすること。なお、同伴は原則1歳までの子どもとするが、(病気等その他)特別な理由が生じた場合は1歳を超えた子どもの同伴を可能とすること。
未満 *断乳含む*
× 会の責任者には報告する

(3) 観察時の子どもの同伴及び同行者の宿泊等について

観察先自治体での説明時については子どもの同伴は認められない。自費でベビーシッターを確保し、子ども・ベビーシッターの宿泊・交通費等も賄う等の対応をとれば、子どもと一緒に連れての移動や宿泊等は可能とすること。

足立区議会議会制度のあり方検討会
議会活動と育児等の両立に関する部会 報告書（第二次）（案）

平成30年6月12日

足立区議会議会制度のあり方検討会会長 様

足立区議会議会制度のあり方検討会
議会活動と育児等の両立に関する部会
部会長 藤沼壯次

平成30年2月28日付の貴職からの付託事項について、本部会において審議した結果、下記のとおり第二次分として報告する。

記

1 本会議・委員会等の運営に関することについて

(1) 出産、育児を理由に欠席した場合の表決権及び本会議、委員会等の文書質問について
表決権及び文書質問については、意見がまとまらなかった。

なお、文書質問の検討の中で出た質問主（趣）意書については、幹事長会や議会制度のあり方検討会等、別の会議体で検討してはどうかという意見が出された。
で議論すべき

(2) 会議時間（開会・閉会時間）の見直しについて

会議時間（開会・閉会時間）については、現状のまととする。

(3) 着席での質問について

本会議での質問については、登壇時に着席しての質問を認めることとする。また、再質問がある場合は自席で着席しての質問を認めることとする。

委員会等での質問については、自席で着席しての質問を認めることとする。

ハラスメントの周知・相談体制に関するごと [H30.5.25 各部会員の意見要旨]

●出産議員がママタハラを受けたために研修を行なうことをについて

自民党	公明党	共産党	立憲・民主の会	長谷川部会員	土屋部会員
トータルのハラスメントの研修をするべき。4年に一度という必要であれば1年に何回でも、毎年でも。ただ、必要がなければ、回数はしばる必要はないと思う。	パワハラ、セクハラも含めたハラスメントに関する研修を4年に1回行うことで賛成である。	ハラスメントそのものに対する研修は必要ではないか。最低4年に1回またはそのときに応じて必要であれば。	ハラスメント全体についての研修は必要であるのか。最高4年に1回またはその回に応じて必要であれば。	4年に1回は必ずするのと、必要であれば、ハラスメントの総合的なものについても、個別具体的に何回でもやる。	マタハラ、モラハラに限らずに、トータルなハラスメントについて研修会を開催してはどうか。

●ハラスメント相談窓口の開設について

自民党	公明党	共産党	立憲・民主の会	長谷川部会員	土屋部会員
議員独自の相談窓口の開設は必要がない。一般区民の相談窓口と同様に使っていたいだきたい。	既存の窓口、東京都にも設置されているものがあるかと思うので、そちらを活用していただきたい。	もう少し議論をしたいし、課題も明確にしてから検討していくといふべきではないか。	議員専用というではなく、従来開設しているものについての周知徹底を図つていくべきではないか。	男女共同参画のハラスメントの窓口も相談できる窓口を開設してもらい、区議会議員も一般区民とともに開放してもらえることをしてかり明文化、公表してもらう。	自治体間の横断的な体制で議員活動をサポートするようなものが、あれば一番いいとは思うが、現実的にどうすれば解決するのかどうかとこは検討したい。

アーティストの調査による理解不透視

●周囲からの理解不足の課題について				
自民党	公明党	共産党	立憲・民主の会	長谷川部会員 土屋部会員
話を聞いてみないと わからぬが、最大限 理解するようにな る。	具体例があれば教え ていただき、また議論 をさせていただきた い。	もう少し議論をした いし、課題も明確にし てから検討していけ たらいいと思つてい る。	研修的なものであつ たり、啓発的なもので あつたりをやつてい ければいいのではな いか。	区議会が取り組んで いることを周知して いくことが、理 解促進していく上 での取り組みになると 思う。

男女参画プラザ 保育付女性相談 (DV 相談)

男女参画プラザでは、女性の方を対象とした「女性相談室」を開設している。

専門の女性相談員が、相談者の気持ちに寄り添いながら、問題の解決方法と一緒に考えしていく。

女性相談 (DV 相談)

家庭・職場・地域における問題や人間関係など女性を取り巻く様々な悩みについて相談に応じている。(1回の相談は50分)

平成27年4月から、面談において一時保育(無料・事前予約制)を開始した。(相談希望日の8日前までに申込み。保育対象は生後6か月から小学校6年生まで)

日時	●月曜日・火曜日・金曜日 (午前10時から午後4時、正午から午後1時を除く) ●水曜日・木曜日 (午後3時から8時)
場所	エル・ソフィア2階 女性相談室
申込み	必ず事前に電話で予約 予約時に面談か電話相談かを選ぶ

相談機関

④